

私法と消費者保護に関する教材

第1 「私法と消費者保護」の単元設定の趣旨

1 法教育における「私法と消費者保護」の学習の必要性

「私法と消費者保護」の単元は、「個人と個人の間を規律する私法分野について、学習機会の充実を図る。その際には、日常生活における身近な問題を題材にするなどの工夫をして、契約自由の原則、私的自治の原則などの、私法の基本的な考え方について理解させるとともに、企業活動や消費者保護などの経済活動に関する問題が法と深くかかわっていることを認識させる」(報告書第3の1(2)イ)ことを目指すものである。

こうしたねらいを踏まえ、本教材では、中学校社会科公民的分野で扱われる市場における商品の売買と消費者保護について私的自治の原則からとらえさせるものとした。

2 「私法と消費者保護」に関する学習指導要領や教科書の記述

(1) 学習指導要領の内容

要領では、大項目「(1) 現代社会と私たちの生活」の中項目「イ 個人と社会生活」で、「社会生活における取決めの重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる」と記されており、また、「解説」には、「個人と社会とのかかわりについての見方や考え方の学習の成果は、以後の学習の基礎となるものであり、具体的、体験的な事例を取り上げ、課題追究的な学習を行うなどの工夫を行い、確実に身に付けさせることが必要」とされている。次に、大項目「(2) 国民生活と経済」の中項目「ア 私たちの生活と経済」では、私的活動領域である市場経済の基本的な考え方を学ばせるようになっている。この学習では、市場における商品の売買が取り上げられるが、本教材では生徒の身近な経済活動である商品の購入について、大項目(1)の中項目イの学習の成果を踏まえ、対等な個人が自由な意思に基づきながら行う契約という観点から改めてとらえ直させ、市民社会における自由と責任を考えさせるようにしている。その上で、市場の働きにゆだねることが難しい問題として扱われる、大項目(2)の中項目「イ 国民生活と福祉」の「消費者の保護」の学習と関連させるようにしている。その際、「消費者保護行政を中心に取り扱うこと」(要領「内容の取扱い」)に留意して、本教材では、消費者基本法(旧消費者保護基本法)や消費者契約法も含めて取り扱うようにしている。また、技術・家庭科の家庭分野で行われる、「消費者保護」の学習と連携することができるように指導計画を作成し、消費者教育の内容を充実させることも視野に入れている。

(2) 教科書の記述

私的自治の原則を示す法として民法があるが、教科書では、民法は、「平等権」に関連させて家族に関する法律として記述されたり、巻末に資料として記載されていることが多い。私法自治の原則は、法との関連ではなく、契約という行為に関連させて教科書に記述されており、例えば、消費者保護などに関連して記述した教科書がある。

第2 単元

大項目	「(2) 国民生活と経済」
中項目	「ア 私たちの生活と経済」 「イ 国民生活と福祉」

- 1 小単元 「私的自治の原則」(3時間：第1プラン)の構成
 - 第一時 「契約成立の要件」
 - 第二時 「契約が解消できるとき，できないとき」
 - 第三時 「私的自治の原則」
 小単元 「経済活動と消費者保護」(3時間：第2プラン)の構成
 - 第一時 「契約とは何だろう」
 - 第二時 「契約が解消できるとき，できないとき」
 - 第三時 「契約が解消できる特別な場合」

第1プラン又は第2プランを選択的に利用することを想定している。

2 単元の目標

身近な経済活動に対する関心を高めるとともに，具体的な事例を通じて，契約成立の要件や，いったん成立した契約が例外的に解消できる場合について理解させる。

契約は，対等な個人の自由な意思に基づいて結ばれ，その結果，法律上の権利と義務が発生することを理解させる。

消費者が不利な条件のもとで契約を結んだ場合，後に契約を解消できる仕組みをつくるなど，国や地方公共団体が消費者を保護するための施策を実施していることを理解させる。

3 単元の位置付け

「私法と消費者保護」の単元は，必修教科である中学校社会科公民的分野で実施する。通常，消費者保護の授業は1時間程度の扱いが一般的だが，この単元は，経済活動を対等な当事者間での契約を中心にとらえさせた上で，対等ではない立場の間で結ばれた契約の事例を素材に消費者保護の問題を考えさせるなど，先の二つの中項目を関連させた学習を展開させるため，全体で3時間の扱いとした。

また，第1プランにおいては，法律実務家などを外部講師として招き，生徒との対話を通じて，私的自治の原則について，より深い理解を得させるような指導計画とした。

4 単元の指導計画

(1) 「私的自治の原則」の概要

ア 第一時 「契約成立の要件」

第一時の授業では，「契約成立の要件」というテーマのもと，契約について考える。具体的には，物の売買契約を結んだと想定して，その契約書を作成する活動を行い，契約成立の要件を理解する学習が行われる。

実際の学習の流れは次のようになる。

プロ野球選手の契約金などを例に，日常生活でも「契約」という言葉が使われていることを確認する。

物の売買契約を結んだと想定して売買契約書を書く。

日常行っている商品の売買も契約であることを確認する。

契約書を作成する意義を確認する。

イ 第二時 「契約が解消できるとき、できないとき」

第二時の授業では、「契約が解消できるとき、できないとき」というテーマのもと、契約が成立した場合には、原則として契約は解消できないが、例外的に、様々な事情により契約が解消できる場合があることを学習する。具体的には、一方の当事者が契約の解消を望む状況に至ったと想定し、第一時の授業で結んだ契約が、例外的に解消できる場合に当たるか、また、その理由は何かをワークシートにまとめる学習が行われる。

実際の学習の流れは次のようになる。

契約の解消を望む状況を確認する。

契約を解消できるか、できないかを考える。

契約を解消できる、できない理由を考える。

契約を解消できる、できないを決定する基本的な考え方をまとめる。

ウ 第三時 「私的自治の原則」

第三時の授業では、「私的自治の原則」というテーマのもと、外部講師として法律実務家などを招き、第二時で学習した、契約を解消できる、できない事例について、法的な側面から学習するとともに、日常の消費活動の中で、生徒が持つ疑問も合わせて解説を受け、私的自治の原則やその例外としての消費者保護などをまとめる学習が行われる。

実際の学習の流れは次のようになる。

契約成立の要件を確認する。

契約を解消できる場合の理由を確認する。

日常の消費活動の中での疑問などを確認する。

消費者が不利な条件のもとで契約を結んだ場合、消費者保護の観点から国・地方公共団体が、このような契約を解消できる制度を設けたり、苦情を相談する場所を置いたりしていることをまとめる。

(2) 「経済活動と消費者保護」の概要

ア 第一時 「契約とは何だろう」

第一時の授業では、「契約とは何だろう」というテーマのもと、契約が成立する要件について考える。具体的には、物の売買契約を結んだと想定して契約書を作成する活動を行い、契約成立の要件をまとめる学習が行われる。

実際の学習の流れは次のようになる。

日常行っている商品の売買が契約であることを確認する。

物の売買契約を結んだと想定して契約書を作成する。

売買契約の成立の要件を確認する。

イ 第二時 「契約が解消できるとき、できないとき」

第二時の授業では、「契約が解消できるとき、できないとき」というテーマのもと、契約が成立した場合には、原則として契約は解消できないが、例外的に、様々な事情により契約が解消できる場合があることを学習する。具体的な内容や学習の流れは、第2の4(1)イと同様である。

ウ 第三時 「契約が解消できる特別な場合」

第三時の授業では、「契約が解消できる特別な場合」というテーマのもと、契約がいつ

たん成立した後，解消できるのは例外的な場合であり，その一つとして消費者保護が位置付けられることを学習する。具体的には，正しい情報や十分に考える時間を与えられていないまま契約を結ぶ状況になったときなどに契約が解消できること，このような契約を解消できる仕組みを国がつくるなど，国や地方公共団体に消費者を保護する役割があることをまとめる学習が行われる。

実際の学習の流れは次のようになる。

第一時，第二時の授業を振り返り，契約が成立するための要件を確認する。

契約が解消できる場合の理由を確認する。

日常生活の中で見られる契約解消の事例を調べる。

消費者が不利な条件のもとで契約を結んだ場合，消費者保護の観点から国・地方公共団体が，このような契約を解消できる制度を設けたり，苦情を相談する場所を置いたりしていることをまとめる。

第3 単元の指導計画

1 私的自治の原則（第1プラン）

(1) 第一時 「契約成立の要件」

	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点
導入	契約	<p>契約とは何だろうか。</p> <p>契約の意味について考える。</p>	辞書の定義を引用することも考えられる。日常で用いられている例を挙げる（プロ野球選手の契約金等）。
展開	意思の合致による契約の成立	<p>今日は、売買契約書を作成してみましょう。</p> <p>二人一組で売買契約書（ワークシート2）を作成する。 売主・買主，売買する物，売買条件を決定する。 契約書の作成手順について説明する。</p> <p>ここにホットドックがあります。このホットドックを買った時の場面を想像してください。これは実は契約です。他にもコンビニで、何かを買う時や，出前や宅配ピザを電話で注文する時なども契約です。意外に日常的な普通の行為ですね。</p> <p>ホットドックを購入するに当たって，通常の行為（注文する，代金を払う，物を受け取る）を確認し，買う意思と売る意思が合致して，契約が成立していることを確認する。</p>	<p>作業の手順について，混乱が起きないように説明しておく。 机間指導しながら，他のグループにも参考になる内容があればクラス全体に伝える。</p> <p>契約が，日常的な行為であることに気付かせる。 コンビニでの買い物，宅配ピザの注文等の事例を挙げてもよい。</p>
まとめ	契約書作成の意義	<p>今回は，二人一組で，物を売り買いして契約書を書いてもらいましたが，なぜ，契約書を書くのでしょうか。</p> <p>双方の意思，契約の内容について正確に確認するために契約書を作成する場面があることを理解する。</p> <p>いくつかの組が作成した売買契約書の内容を発表する。 発表の内容を参考にしながら，さらに作業を進める。</p>	作成した売買契約書を回収しておく。

(2) 第二時 「契約が解消できるとき，できないとき」

	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点
導入		第一時で作成した，売買契約書を返却する。	第一時に回収した売買契約書を返却する際，資料A，Bのうち一つ及びC，Dのうち一つをそれぞれ添付しておく。
展開	契約が解消できる，できない場合及びその理由	<p>1時間目で売買契約を結びましたが，今，皆さんに配ったカードに書いてあるハプニングが起こった場合に，この契約は解消できるでしょうか，できないでしょうか。</p> <p>ワークシート3 - 1，3 - 2に結論と理由を記載する。</p>	

展 開		<p>契約が解消できるか、できないか、また、その理由は何か、他の人と話し合いながら考えてみましょう。</p> <p>同じハブニングカードを選択した二人一組のグループが集まり、二つのグループをつくる。二種類のカードがあるので、全体で四つのグループをつくる。</p> <p>再編したグループにおいて、二人一組のグループで考えたハブニングカードの対応についての意見を発表し合う。</p> <p>他のグループとの意見交換をした中で、分かったことや、考えたこと、疑問点などをワークシート3 - 3にまとめる。</p> <p>他のグループの意見を聞いて、自分の意見を修正する場合には、ワークシート3 - 4, 3 - 5に記入する。</p>	
ま と め		<p>次の授業では、日ごろから契約を取り扱っているゲストの先生が来ますので、質問したい点があればまとめておきましょう。</p>	

(3) 第三時 「私的自治の原則」

	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点
導 入		<p>今日は、ゲストの先生に来てもらいましたので、契約について解説してもらいましょう。</p> <p>法律実務家など（弁護士・司法書士・国民生活センター相談員等）を外部講師として招き、意見交換を行い、これまでの学習活動で出てきた疑問点や解決策についてのアドバイスを受ける。</p>	<p>授業前に、第二時の四グループごとの座席にするように指示しておく。</p>
展 開	<p>契約の成立</p> <p>消費者保護法の趣旨</p>	<p>ゲストの先生には、以下の内容を生徒に解説していただく。</p> <p>意思が合致した場合に、契約が成立すること。</p> <p>ハブニングカードの内容が起きた場合に契約が解消できるかどうか及びその理由</p> <p>意思が合致して、契約が成立した場合には、原則として解消できない。契約により法律上の権利と義務が発生する。</p> <p>他方、契約を結んだ意思が不完全な（瑕疵がある）場合には、契約を解消できる場合がある。</p> <p>さらに、対等ではない立場の間における契約について、弱い立場にある消費者が、不利益を受けるような場合には、一定の場合に、国や地方公共団体が、消費者の利益を保護するための施策を行うことがあり（消費者基本法（旧消費者保護基本法））、そのような観点から消費者保護のための特別の立法を行って消費者を保護している（消費者契約法等）。</p> <p>法律は常識的なものであること。 に気付かせる。</p>	<p>教師は授業のコーディネートをを行い、各グループでの進行状況や話し合いの状況をチェックする。</p>
ま と め		<p>契約について、分かったことは何でしょうか。</p> <p>市民社会において、意思が合致して結ばれた契約には、法律上の権利と義務が発生し、原則として守らなければならないこと。</p> <p>例外的に契約を解消できる場合があること。</p>	

2 経済活動と消費者保護（第2プラン）

(1) 第一時 「契約とは何だろう」

	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点
導入	<p>日常の消費活動と契約</p> <p>契約の具体例</p>	<p>契約とは、どういうことを言うのか考えてみよう。</p> <p>ワークシート1を配る。 次の場合、契約が結ばれたといえるだろうか。 携帯電話でピザを注文する。 本を予約する。 電車に乗るために切符を買う。 契約とは、売る意思と買う意思が合致したときに成立するので、どの事例も契約が結ばれたと言える。</p>	<p>生徒にとって身近な消費活動の事例を取り上げる。</p>
展開	<p>契約成立の要件</p>	<p>売買契約書を書いてみよう。</p> <p>ワークシート2を配る。</p> <p>これから隣同士二人一組となって、物の売り買いをし、売買契約書を書いてみましょう。例えば、私が、この時計を 円で売りますというとき、売るとき、買うときの条件を売買契約書の条件欄に書きます。</p> <p>商品の説明、契約条件を明確にしておく。 売るとき、買うときの契約条件を確認する。 二人一組になっているペアごとに契約内容を発表する。 売買契約の要素は、目的物の特定と代金であり、この点について意思が合致すれば契約は成立し、その他の条件は付随的なものであることを確認する。 契約が成立するのは、次のどの時点だと思うか。 A 契約書に印鑑を押すとき、サインしたとき。 B 双方が、「売る」「買う」と合意したとき。 C 売買することが明記された日付けから。 答は、「B」となる。</p>	<p>何を作業するのか明確に指示を出す。</p>
まとめ	<p>契約自由の原則</p>	<p>契約とは何か、契約の原則を確認してみましょう。</p> <p>自分の自由な意思で商品・価格の選択を行い、対等な立場で売り買いを行うということを約束した以上、それを守るべき責任がある。お互いが売る買うことに合意して意思が合致したときに契約が成立する。</p> <p>今日の授業の感想を書きなさい。</p>	<p>できるかぎり平易な言葉を用いて、生徒の日常生活における消費活動の多くが契約であること、経済活動は契約する自由と、これに伴う責任に裏付けられていることを説明する。</p> <p>作成した売買契約書を回収しておく。</p>

(2) 第二時 「契約が解消できるとき、できないとき」

	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点
導入	<p>契約成立の要件の確認</p>	<p>契約が成立するのはどのようなときでしたか。</p> <p>売る意思と買う意思が合致したとき。</p>	<p>第一時で作成した契約書を返却しておく。</p>
展開	<p>契約が解消できる、できない場合及びその理由</p>	<p>新しい状況が生まれたとき、契約は解消できるだろうか。</p> <p>A 同じ物を他店で安く売っていたことが分かったとき。 B 家に帰ったら母が同じものを買っていてくれたことが分かったとき。 契約の内容を確認し、売る意思、買う意思が合致した後、資料のAとBの状況になったとき、契約は解消できるだろうか。</p>	<p>机間指導を適宜行い、話し合いをスムーズに</p>

展 開		<p>グループ内で話し合い，解消できる，できないと考えた理由をまとめる。</p> <p>「考える視点シート」を使って考えをまとめる。</p> <p>次のような状況のときは，契約は解消できるだろうか。</p> <p>C ブランド品と言われて買ったが偽物だと分かった。 D 商品の代金を支払ったのに，品物を渡してくれない。</p> <p>契約の内容を確認し，売る意思，買う意思が合致した後，資料CとDの状況になったとき，契約は解消できるだろうか。</p> <p>グループ内で話し合い，解消できる，できないと考えた理由をまとめる。</p> <p>「考える視点シート」を使って考えをまとめる。</p>	進める。
	民法の原則	<p>契約を解消できる，できないを決めている考え方は何でしょうか。</p> <p>契約が解消できない，できる事例を契約の成立図式を使って再度確認し，契約の原則である民法の基本原則を確認する。</p> <p>AとBについて，自分の一方的な都合だけで契約は解消できない。自分が自由な選択の中で，その商品を選んだのだから十分考えて約束したものは守らなくてはならない。</p> <p>Cについて，十分に考えて約束したのに，考える基本条件が違っている場合には，その約束に拘束されるべきではない。</p> <p>Dについて，相手方が約束を守らないのに，自分だけが約束を守らなければならないというのは公平ではない。</p> <p>契約の原則は，私たちが暮らす社会の常識と同じ原則であることを確認する。</p> <p>なお，想定される生徒からの質問事項は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買条件に「1週間以内なら契約を解消できる」と記載があった。売買条件は約束だから，約束した範囲（1週間以内）でなら解消できる。 ・ お店にレシートを持っていくと解消してくれる。 次回も自店で契約してくれることを期待して解消してくれる。これは，お店の方針であり，すべてのお店で解消してくれるわけではないことに留意する。 <p>今日の授業の感想を書きましょう。</p>	<p>ワークシート4の契約図式により視覚的な理解を促す。</p> <p>契約自由の原則を支えるものとして市民社会の常識（みんなで暮らすためのきまりである「民法」）があることに言及する。</p> <p>成立 = 有効に成立した契約は，原則として解消できない。</p> <p>解消 = 意思が不完全な（瑕疵がある）場合などには，契約を解消することができる。</p>

(3) 第三時 「契約が解消できる特別な場合」

	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点
導 入		<p>契約とは何であったか，改めて確認しよう。</p> <p>ある映画の主演の俳優の写真を提示する。</p> <p>4万人の中からオーディションで選ばれました。 1作目，映画会社と1,400万円で出演契約を結びます。 3作目では，3億5,000万円で出演契約を結びました。 映画会社は，彼の俳優としての能力を3億5,000万円で利用し，この俳優は，俳優としての能力を3億5,000万円で提供するという契約が結ばれています。契約が成立していますね。</p>	契約について全員が分かるよう留意する。
展 開	契約成立の要件	<p>契約が成立するのは，どのようなときだったでしょうか。</p> <p>売る意思と買う意思が合致したとき。</p> <p>契約が解消できるのは，どのような場合だったでしょうか。</p>	このように売る意思又

消費者契約法の適用

ブランド品だと嘘の説明を受けて買った場合には、偽物だったら買おうとは思わなかったので、買主は契約を解消することができる。

お金を払ったにもかかわらず、商品を渡さないのは、相手が一方的な利益を受け、自分が一方的に不利益を被るので、買主は契約を解消することができる。

この契約（消費者契約法の適用がある特殊な事例）は、解消できるか。

ワークシート5及びカードEを配布し、範読する。

アンケートの電話に答えたら、「景品が当たった」と営業所に呼び出されました。

私は景品のポーチをもらった後、同じ営業所内で開催されているブランド財布の展示会に連れて行かれ、「本来は10万円以上するが、今日なら特別に6万円がいい」と言われました。でも、私には、そんな高い財布を買う意思は、まったくありませんでした。

しかし、似合うなどとほめられつつ熱心に勧められ、断りきれないまま、3人に囲まれて説明され続けました。私は、「終電も近いので帰りたい」と言うと、「こんなに熱心に勧めたのだから誠意をみせて」と言われ、部屋から出してもらえず、困って、契約してしまいました。まったく不要で高価なものを買ったと後悔するばかりです。私は契約を解消できるでしょうか。

この事例は解消できる。

ブランドの財布は確かに本物だが、この財布を買う（契約する）と言ったのは、この財布が欲しいためではない。

買う（契約する）と言ったのは、終電間近なので、「帰りたい」というと、「こんなに熱心に勧めたのだから誠意をみせて」と言われ、部屋から出られそうもなく、困って契約したためである。

カードEのようなことが起こったときには、どうなるのでしょうか。契約どおりに、売買は行われなくてはいけないのですか。私は、契約を解消してお金を返してもらうことはできるのでしょうか。

契約を解消できる、できないについて、どのような理由でそう思うのかを考え、その理由を発表する。

契約を結ぶときに、成立しているが「困った」「部屋から出られない」という事情がありました。私には、何が十分に与えられていなかったのでしょうか。

十分に考える条件・時間が与えられなかった。

十分に考える時間やチャンスがあり、正しい情報も得られる状況にありながら結んだ契約については、自分勝手な理由で契約を解消することはできない。無責任に契約が解消できることになると、自由な経済活動ができなくなる。

契約をするかどうかの意思決定をするときに、正しい情報が与えられない、十分に考える時間やチャンスが与えられない場合は、特別に契約を解消できるきまり（制度）がある。

私には、十分に考える時間やチャンスが与えられなかった。このような場合、もう一度、冷静に考えるチャンスを与えようとしてつくられたきまり（制度）を何といいますか。

クーリングオフ制度

日常生活の中で経験した事例を問う。

困ったり部屋から出られなくて、商品を買ってしまった場合に、後で、「買います」と言った契約を取り消すことができるように国や地方自治体がつくったきまり（法律）を何といいますか。

消費者契約法

は買う意思が不完全な場合には契約を解消することができる。この事例では、買おうと思ったもの（ブランド品）と、実際に引き渡されたもの（偽物）とが異なるから、買う意思が不完全だった（瑕疵があった）と言える。

範読後、再度、事実を図式やカードの内容を板書して、視覚的に確認する（ワークシート5の契約図式を板書しておく）。

先の事例と異なり、買おうと思ったものと、実際に引き渡されたものは異なることを確認する。

部屋から出られないカードを黒板の契約図式に提示する。

困ったカードを黒板の契約図式に提示する。

板書しておいたワークシート5の契約図式を使って説明する。

教科書・資料集の該当ページを、指名して読ませるなどして確認する。

展 開		<p>消費者が、このような苦情を相談する機関として、例えば、どのようなものがありますか。</p> <p>国民生活センターや消費生活センターのパンフレットやホームページ等視覚映像などの資料を見て、具体的な活動について知る。</p> <p>これらが、各地方公共団体にあり、実際に機能するように決めたまきり（法律）を何といいますか。</p> <p>消費者基本法（旧消費者保護基本法）</p>	
ま と め		<p>これまでの時間を振り返って、契約についてまとめてみよう。</p> <p>身の回りのあらゆる場面に、契約という法的な行為があること。 私たちが、生活している経済社会は、契約などの法的な行為の上に成り立っている。 日常生活の様々な契約は、対等な個人が自由な意思に基づきながら行う。 お互いに自由な経済活動ができるためには、お互いに契約を守る責任がある。 十分に考える時間やチャンスがあり、正しい情報も得られる状況にありながら結んだ契約については、自分勝手な理由で契約を解消することはできない。 無責任に契約を解消できることになると、自由な経済活動ができなくなる。 このように契約自由の原則は、自由で公正な社会生活を営む上でごく常識的なものである。 契約をするかどうかの意思決定をするときに、消費者など弱い立場の人間が正しい情報や十分な時間・チャンスが与えられずに契約を結んだ場合、契約が解消できる仕組みや契約について相談できる仕組みを国や地方公共団体が設けている。</p>	

カード A

私はA君から、「その物」を買った後新品の同じものが、近くの店で安く売られていることを発見した。

そこで、私は、A君との契約を解消して、A君に支払ったお金を返してもらいたいと思っている。

私は、契約を解消して、お金を返してもらおうことができるでしょうか。

カード B

私がA君から、「ある物」を買った後、家に帰ると、お母さんが、「A君から買ったある物と同じ物」を買ってくれていた。

私としては、同じ物は必要ないのでA君との契約を解消して、A君に、「ある物」を返して、支払ったお金を返してもらいたいと思っている。

私は、契約を解消して、お金を返してもらおうことができるでしょうか。

カード C

私はA君から、「××は有名なブランド製である。」とウソの説明をされて、これを信用して買った。

後日、それはニセモノであることが判明した。

私は、ニセモノならいらないので、契約を解消して、代金を返してもらいたいと思っている。

私は、契約を解消して、お金を返してもらおうことができるでしょうか。

カード D

私は、商品の代金を支払ったのに、A君は約束の日が過ぎても、いつも、「今日は都合が悪いから」と言っていて、商品を引き渡してくれない。

そこで、私は、契約を解消して、代金を返してもらいたいと思っている。

私は、契約を解消して、お金を返してもらおうことができるでしょうか。

カード E

アンケートの電話に答えたら、「景品が当たった」と営業所に呼び出されました。

私は景品のポーチをもらった後、同じ営業所内で開催されているブランド財布の展示会に連れて行かれ、「本来は10万円以上するが、今日なら特別に6万円がいい」と言われました。でも、私には、そんな高い財布を買う意思は、まったくありませんでした。

しかし、似合うなどほめられつつ熱心に勧められ、断りきれないまま、3人に囲まれて説明され続けました。私は、「終電も近いので帰りたい」と言うと、「こんなに熱心に勧めたのだから誠意をみせて」と言われ、部屋から出してもらえず、困って、契約してしまいました。

まったく不要で高価なものを買ったと後悔するばかりです。

私は契約を解消できるでしょうか。

考える視点シート

契約を解消できるのか，できないのか

は，次の2つの視点から考えてみましょう。

1 契約は約束

だから原則として契約は守らなければならない。
では，契約を解消できるのはどのような場合か。
契約とは何と何の約束かを分析してみよう。

A君： を売る。 私： × × 円を支払う。
契約とは，この2つの意思（考え・思い）が合致した約束。

とすると ... 契約した時点で，どちらかの意思が不完全であれば，意思が合致しないので契約は解消できることになる。

2 契約を守らせるか，それとも契約の解消を認めるか。

契約を守らせるか，それとも契約の解消を認めるかは，契約当事者の利益状況を分析して判断する。

契約の解消を認めると得する人は誰？
契約の解消を認めると損する人は誰？

どちらの利益を保護するほうが公平かを考えてみよう。

3年()組()番 氏名

1 次の場合、契約が結ばれたといえるだろうか。

- (1) 携帯でピザを注文する。
- (2) 本を予約する。
- (3) 電車に乗るため切符を買う。

2 契約が成立するのは、次のどの時点だと思えますか。

- A 契約書に印鑑を押すとき、サインしたとき。
- B 双方が、「売る」「買う」と合意したとき。
- C 売買することが明記された日付けから。

答 ()

3 感想

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

売 買 契 約 書

この契約は、あくまで授業のための架空の契約であり、実際の効力はないものとする。

売り主 _____ (以下「甲」という。)と

買い主 _____ (以下「乙」という。)は、

甲が所有する _____ について、以下に定める売買条件で

売買契約を結んだ。

売買する品物の説明

売買条件

年 月 日

売り主(「甲」)3年 組()番 _____ 印

買い主(「乙」)3年 組()番 _____ 印

3年()組()番 氏名 _____

ペアの相手は 3年()組()番 氏名 _____

1 カード のような場合，私は契約を解消できるだろうか。

できる() できない()

2 どのような理由で，「できる」又は「できない」と思うのですか。

<hr/> <hr/> <hr/>

3 他のペアの意見を聞いて，新たに気付いたことや疑問に思ったことを書きましょう。

<hr/> <hr/> <hr/>

4 他のペアの意見を聞いてみて，あなたの意見はどちらになりましたか。

解消できる() 解消できない()

5 どのような理由で，「できる」又は「できない」と思うのですか。

<hr/> <hr/> <hr/>

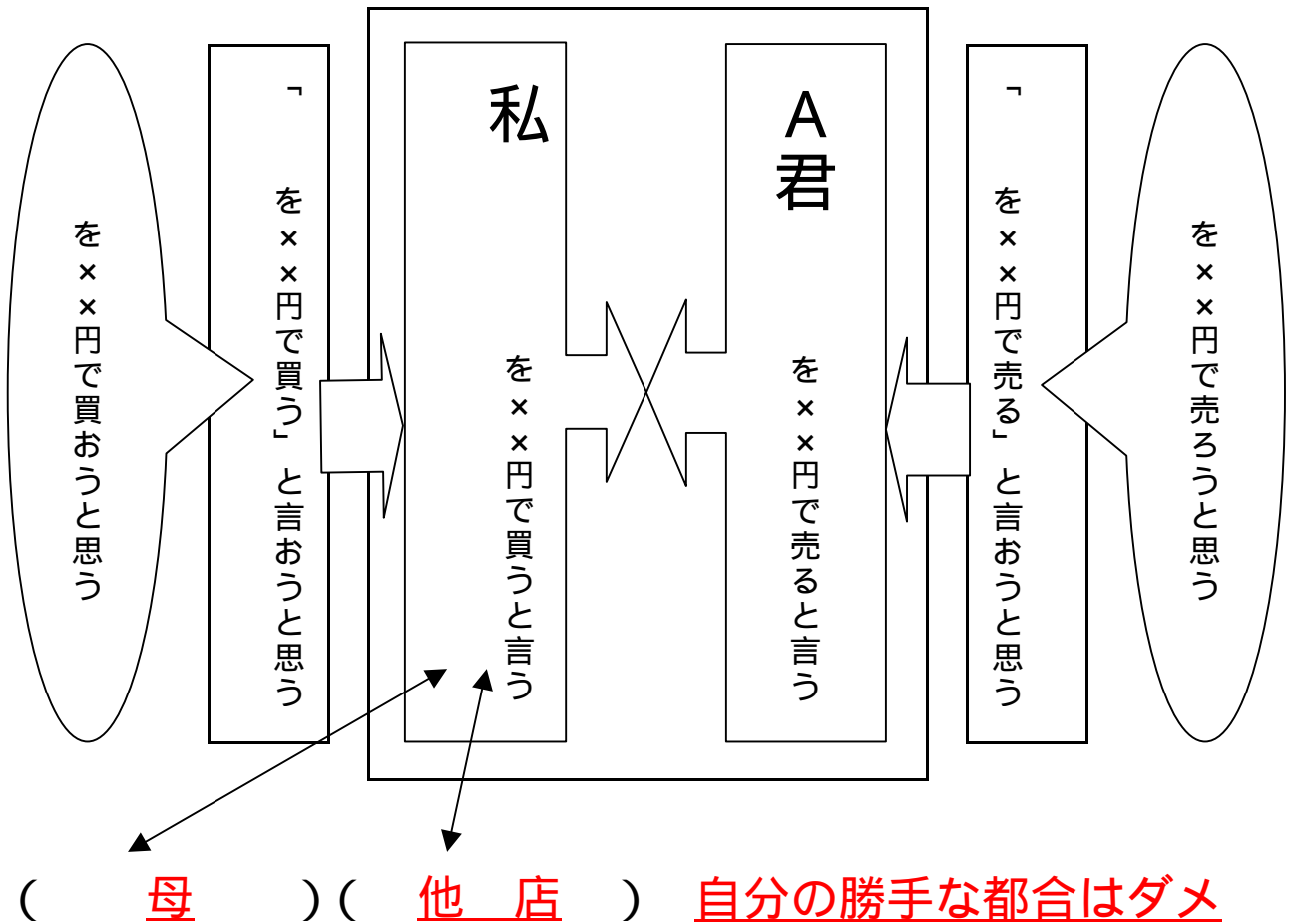
3年()組()番 氏名

1 契約とは何だろう

() を (<u>××円</u>) で (<u>買う</u>)
二人の (<u>意思</u>) が (<u>合致</u>) したとき

2 契約を解消できないとき

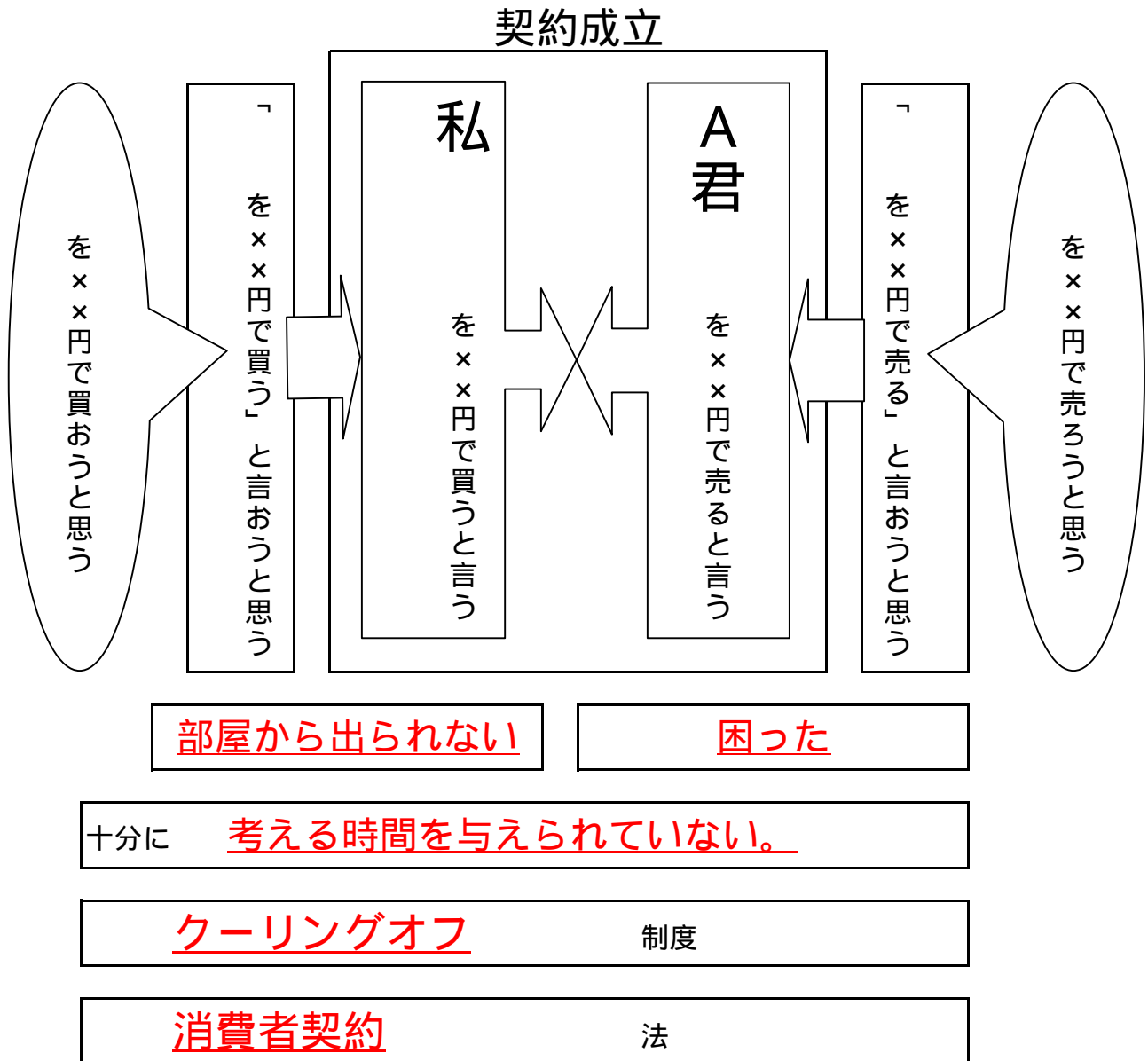
契約成立



(注) 実際の授業では下線部分を生徒に記載させる。

1 カードEのような場合は契約を解消できるでしょうか。

解消できる () 解消できない ()



(注) 実際の授業では下線部分を生徒に記載させる。